

養殖生産数量ガイドライン（平成 30 年漁期）

1 趣旨

我が国の養殖業においては、生産物である養殖魚の需給バランスが崩れやすく、価格の乱高下を招きやすいという、生産者・消費者の双方にとって不幸な状況が継続している。価格の急落は、時に、養殖業の経営のみならず地域の経済全体に大きな影響を与えている。また、ブリやマダイなど世界に供給できる高品質な魚を生産しているものの、輸出の取組は一部の生産者に限られている状況である。

このガイドラインは、国内向けには、ガイドラインとして示された生産目標数量に基づき、個々の業者が自主的に計画的な生産を行い、生産者・消費者の双方にとってメリットのある養殖魚の安定供給を行う一方、輸出をその外枠として積極的に取り組むことにより、養殖業の持続的な発展を進めていこうとするものである。

更に「浜の活力再生プラン」に基づく各種取組とあいまって、需要を踏まえ、売り方を工夫しながら、品質の高い安全・安心な養殖魚を安定的に供給する養殖経営を定着させるとともに、輸出や6次産業化による養殖業の成長産業化を図ろうとするものである。

このような観点から、このガイドラインは、ブリ及びカンパチ並びにマダイについて、「国内の需要とバランスすると考えられる国内供給量としての生産目標数量」及び「それを達成するために必要な情報としての活込数量の算定方法」を提示するものである。

2 生産目標数量

- (1) ブリ及びカンパチ : 合わせて 14 万トン
- (2) マダイ : 7 万 2 千トン

3 活込数量の算定方法

平成 18 年から 22 年までの種苗投入尾数の最大値と最小値を除いた中庸 3 年間の平均値を基準として、それぞれ次の割合を削減する。

- (1) ブリ : 10%
- (2) カンパチ : 10%
- (3) マダイ : 0%

※ マダイについては、需給をバランスさせる観点からの基準値からの削減は必要ないが、平成 23 年度から推進している漁場改善のための 5%削減については、引き続き必要である。